コンピュータソフトウエア関連発明の 特許明細書の研究

第5回 出力手段

日本橋知的財産総合事務所 弁理士 加島 広基

第四次産業革命が推し進められ、IoTやAI等の新たな技術が進展する中、ICTを利用してビジネス方法を実現するビジネス関連発明の利活用に注目が集まっている。ビジネス関連発明の特許出願件数は、2000年に生じた出願ブーム後に一旦は減少傾向となったものの、モノからコトへの産業構造の変化が進む中で2012年頃から現在に至るまで増加傾向にある。このようなビジネス関連発明は、発明の実施において主にソフトウエアを利用するコンピュータソフトウエア関連発明として規定することができるが、コンピュータソフトウエア関連発明の特許明細書を作成するにあたり一般的な物の発明とは異なる様々な留意点がある。本連載では、コンピュータソフトウエア関連発明独特の特許明細書の書き方について考えてみたい。

1. 出力手段に関する課題

コンピュータソフトウエア関連発明(以下、CS関連発明という)の審査基準によれば、ソフトウエアによる情報処理がハードウエア資源を用いて具体的に実現されている場合に法上の発明に該当すると判断される。また、「ソフトウエアによる情報処理がハードウエア資源を用いて具体的に実現されている」と判断されるための要件として、「ソフトウエアがコンピュータに読み込まれることにより、ソフトウエアとハードウエア資源とが協働した具体的手段によって、使用目的に応じた情報の演算又は加工を実現することにより、使用目的に応じた特有の情報処理装置(機械)又はその動作方法が構築されること」が挙げられている。

CS関連発明を、ソフトウエアとハードウエア資源とが協働した手段を用いて定義する場合には、プロセッサ等に入力される情報、入力された情報に基づいてプロセッサ等により行われる処理の内容、その処理の結果に基づいて出力される内容のそれぞれを具体的に特許請求の範囲や発明の実施の形態欄に記載することが必要である。一方で、CS関連発明に係る特許は、侵害訴訟において侵害の立証が容易ではない場合もある。例えば、プログラムのアルゴリズムを特許請求の範囲に記載した場合は、競合他社の侵害品が特許権を侵害しているか否かを検出することができない場合がある。競合他社の製品がどのようなアルゴリズムで処理を行っているかはコンピュータの内部処理であるため立証することが困難だからである。とりわけ、近年ではクラウドを活用したサービスが増加しているが、ユーザの端末ではなくクラウド側でプログラムが実行される